

# 韓国の法学教育と法曹教育

— 韓国型ロースクールの開幕を目前にして —

尹 龍 澤\*

## 1 はじめに

韓国の法曹養成制度について、筆者はこれまで4度、拙い論文を公にしている。最初に執筆したものは、2001年6月に公刊された「韓国における司法制度の変遷と司法改革の現状」(『社会体制と法』第2号、所収)である<sup>1)</sup>。その論文の中で、韓国では法曹養成制度が大きく変わろうとしているとして、アメリカに倣ったロースクール制度の導入が検討されていることを紹介したのであるが、その後、韓国の政治状況の変化、より直截的にいえば、大統領の交代に伴い、韓国の法曹養成制度改革の具体的な方向が二転三転したために、韓国の法曹改革を論じた拙稿は、どれも最終的な結論のない、不確かな見通しを述べるにとどまり、内心忸怩たる思いであった<sup>2)</sup>。

今回、西日本の私学の雄である関西大学の法学研究所が主催する「東アジアの法学教育の現状と展望——中国、韓国、日本」という国際シンポジウムで韓国について報告するという名誉ある機会が与えられたことに心から感謝するものであるが、同時に、個人的なもう一つの小さな喜びは、来年(2009年)3月から韓国型ロースクールである「法学専門大学院」がスタートすることになり、韓国の法曹養成制度は一大変革を迎えることになったと、やっと断言できる機会が与えられたことである。

本稿は、これまでの韓国の法曹養成制度改革の足跡を振り返るとともに、来年からスタートする法学専門大学院の概要とその展望について若干の私見を述べるものである。

---

編集部注\* 創価大学法学部・法科大学院教授 本稿は2008年12月5日開催の法学研究所第39回シンポジウム「東アジアの法学教育の現状と展望——中国、韓国、日本」の報告原稿に加筆修正したものである。

- 1) これ以外の3本の拙稿は、「韓国の司法改革——残された民主化の課題と市民団体」『アジア研ワールド・トレンド』第77号(2002年)、「韓国の法曹制度」広渡清吾編『法曹の比較法社会学』(東京大学出版会、2003年)、「韓国の司法改革の特色と内容」『法学セミナー』2004年11月号、である。
- 2) もっとも、拙稿「韓国の司法改革の特色と内容」のなかで、ロースクール制度の導入は「紆余曲折はあっても、かつての日本がそうであったように、もはや後戻りはできない状況のように思われる」(56頁)と述べたが、この点だけは的中したようである。

## 2 法曹養成制度の歴史

1945年に日本の植民地支配から解放された韓国は、アメリカ軍政期を経て政府樹立に至るのであるが、その後、すぐに朝鮮戦争がおこるなど、激動の時代を経たために、1949年に制定・公布された「高等考試令」（大統領令174号）に基づいて1950年に第1回高等考試司法科の試験が実施されるまでは、判検事特別任用、朝鮮弁護士試験などの諸制度が混用されていた。高等考試司法科の試験は、1963年まで16回にわたって実施されたが、1963年に「司法試験令」（閣令）が公布されることで、司法試験に変更された。

この司法試験は、1969年まで、平均60点以上の者を合格させる絶対点数制で実施してきたが、当時は、判事・検事の退職者が多いのに反して、これらに充当すべき合格者の数が絶対的に不足していた。そこで、合格者を拡大するために、新たに定員制を採択した「司法試験令」（大統領令4979号）が1970年に公布された。

この司法試験令によって面接試験である第3次試験が追加され、その後も、学歴制限の撤廃（1972年）、1次試験受験回数の4回制限の導入（1996年）などの若干の変化があった。2001年には司法試験法が制定されることで、主務部署が総務処から法務部へと移管され、また、受験資格が大学で法学関連科目を35単位以上履修した者に限られる（この点については2006年から施行）など細かな変更はあったものの、その基本構造は変わらないまま現在に至っている。

合格者数は、高等考試16回で計667名（平均42名、合格率1.7%）であり、司法試験令実施後も、1970年までの8年間（63年、64年、67年、70年は2回ずつで計12回）で計394名（平均33名、合格率1.3%）であったが、定員制が採用された1971年から77年までは毎年、60名あるいは70名となった。その後、78年は100名、79年は120名、80年は141名と漸次増加していき、結局、1971年から80年までの10年間で計841名（合格率2.2%）であった。

高等考試司法科試験が実施されていた当時は、試験に合格すれば、すぐに司法官試補もしくは弁護士試補に任命され、法曹実務機関での1年間の修習を終えれば、判事・検事に任命されるか、弁護士資格が付与されるという、いわば徒弟教育型であった。しかし、予備法曹人に対する実務修習の強化の必要性が指摘されるようになった。そこで、1962年3月1日にソウル大学に司法大学院が設置され、試験に合格した者は、ここで2年間の教育課程を終えて初めて判事や検事に任用され、または弁護士資格を付与することにした。この司法大学院は、「日本の司法研修所やアメリカのロースクール制度よりも数歩先んじたもの」を理想として掲げたものであったが、結果は、司法大学院では理論らしい法律理論も学ぶことができず、また、裁判所などの実務機関では実務らしい実務指導も受けることができないとの批判を受けて<sup>3)</sup>、1971年1月1日には大法院（最高裁判所）の傘下に司法研修院が設置されることになり、その後現在まで、司法研修院で2年間の教育を受けるようになったのである。すなわち、司法試験に合格すれば、特別職の公務員である司法修習生に任用され、ここでの2年間の実務教育を修了した者に対して弁護士資格が付与される

---

3) 賈在桓『司法運営의 理論과 實際』（博英社、1995年）315～317頁。

のである<sup>4)</sup>。

ところで、韓国の民主化以前、すなわち、「1960年代から1970年代までは法曹養成に関する極度の産児制限が継承された。1回の司法試験で合格者がわずか5名であったこともあった。……在朝（判事・検事）の養成にのみ関心を置き、弁護士の養成に関しては徹底した無関心で一貫していた。……法治主義における『必須品』である弁護士は、行政主義にあつては単なる『贅沢品』とされるほかなかつたし、また、それで足りていた<sup>5)</sup>」のであり、実際に、伝統的な官尊民卑の影響なのか、1970年代までは、司法試験合格者のほぼ全員が判事・検事に任官し、相当の経験を積んだ後に退官して弁護士を開業するのが慣例であった。まさに、「弁護士の供給源は判・検事であり、判・検事の供給源は司法試験合格者であり、したがって、司法試験合格者数は、判・検事の定員を満たす数で満足してきたのである。当然の結果として、裁判所は弁護士養成所という印象さえ与えるようになったし、司法研修院は実質的には判・検事養成院の役割しかなかった<sup>6)</sup>」という実情であった。このため、判事・検事・弁護士を全体として養成する統合研修を実施しているにもかかわらず、司法研修院での教科課程は裁判所及び検察実務に偏っていて、韓国の弁護士が訟務業務にのみ寄りかかる傾向が強い一因になっているともいわれている。

しかし、1981年からは司法試験の合格者を一挙に300名に増員した。この増員は、その間の経済成長に象徴される韓国社会自体の膨張と、軍事独裁政権の亜流であった第5共和国の執権者が国政指標として「正義社会の実現」「福祉社会の建設」「民主政治の土着化」を掲げていたために、少なくとも表面的には、軍事独裁政権のピークであった「維新時代」からの脱皮を装わざるを得なかったことに起因するものである。したがって、「1981年からの法曹の養成は、法曹三者の先輩たちの祝賀（完全合意）の中で誕生したのではなく、政治権力の一方的な決定によって出帆した<sup>7)</sup>」という側面は否定できないが、しかしながら、「司法サービスの需要者の立場を考慮したたぶん初めての改革であると見ることができる<sup>8)</sup>」ものでもある。もっとも、合格者が300名に増員された後も、研修修了後、大部分（1/2以上、ときには2/3まで）は判・検事に任用されたが、後述するように1996年に合格者が500名になり、その後、原則として毎年100名ずつが増員され、2001年以降、1000名で固定<sup>9)</sup>されるようになった最近では、判・検事として任用される者は研修修了者の4分の1程度に過ぎなくなった<sup>10)</sup>。

---

4) 司法研修制度の内容については、拙稿「韓国の法曹制度」199～200頁、参照。

5) 賈在桓、前掲書、11～12頁。

6) 賈在桓、前掲書、203頁。

7) 賈在桓、前掲書、19頁。

8) 姜宗求「韓国の司法改革紹介」『인권과 정의』11月号（1999年）、176頁。

9) 司法試験合格者数は、1996年に502名、97年に604名、98年に700名、2000年に801名、2001年から約1000名となっている。

10) 김도현『한국의 소송과 법조』(동국대학교출판부, 2007年) 142頁。もっとも、依然として、「司法研修院での教育は弁論能力や法曹技能的観点を無視して判事の養成に偏っており、検事や弁護士の養成は司法研修院の体制に従属するものとして構成されているだけである。このような法曹官僚主義は、法曹エリート意識と閉鎖的法曹集団を形成する原因になっており、市民国家の基本原則である民主主義及び法治主義を実質的

### 3 法曹養成の問題点

韓国において法曹になる道は、2008年現在、統一的な司法試験に合格して、大法院に設置された司法研修院での研修を修了するのが唯一の道である<sup>11)</sup>。司法試験には事実上、受験資格はない<sup>12)</sup>。その意味において、司法試験は大学での法学教育と断絶している。また、司法試験は事前に定められた合格者数に基づいた定員制で運営されている(司法試験法4条)。司法修習は、国家の費用負担の下に、判事・検事・弁護士との区別なく画一的に行っている(法院組織法72条、72条の2)。

このような国家主導の法律家養成制度の下で、かつての日本と同様、極端に低い司法試験合格率のために多数の若者が数年にわたって暗記中心の試験勉強を強いられた。その結果、深刻な国家的人力の浪費をもたらすだけでなく、大学の法学教育の一部は、司法試験の受験教育に転落する一方、学生たちはより効率的な受験技術を求めて司法試験予備校へ向かうという状況に陥ったのである。

否、正確には、日本以上に、その副作用の及ぼした影響は大きかった。というのは、1981年に合格者を約2倍の300名に増員したときの合格率は4%に上昇したものの、その後再び低下して、1995年には1.5%になった。その後、前述したようにほぼ毎年100名ずつ増員して合格者を1000名に増員したものの、合格率は依然として厳しいままである<sup>13)</sup>。その原因は、1990年代から受験者が急増しているためである。全国の法学部や法学科の年間の卒業生は1万人程度であるにもかかわらず、年間の受験者数は2万人前後であり、司法試験を準備している人は毎年3万人を超えるものと推測されている。これは、2005年まで司法試験にはなんらの受験資格をも要しなかったこともあって、非法学専攻者の受験が相当程度に達していることを意味する。韓国では、よく「司法試験の熱風」が大学街を襲っているといわれるが、「結果的に、司法研修院入学者の構成を概観すれば、非法学専攻者は1995年当時11.6%に過ぎなかったのに、2001年には実に34%に増加した。このように、大学での法学教育と法律家資格の取得との間に連携性が薄くなるや、このような状況を法学専門大学院制度の導入を通じて改革しなければならないという主張が力を得るようにな

---

に実現できるように法曹が市民に対する法律サービスの主体になるのではなく、市民の上に君臨しながら法律の独占を通じた法律強要の一方面的な統制体制を構築するようになる」との指摘がある(이성웅「法曹養成制度의 改革方向」『法学研究(国立慶尚大学校法学研究所)』第13輯(2005年)73頁)。

- 11) 実は、弁護士資格を得る方法として、法務官選抜試験に合格して軍法務官として一定期間以上勤務する道があった。しかし、軍法務官試験の合格者は年に20名程度であったし、2006年以降はこの制度は廃止された。
- 12) 2006年から35単位以上の法学関連科目の履修が条件となっているが、この履修は必ずしも法学部での履修を意味しないために、実質的に受験資格を制限しているとはいえない。司法試験法5条、同法施行令3条、参照。
- 13) もっとも、約1000名の合格者になってからは、2001年は4.4%、2002年は4.0%、2003年は3.7%、2004年は6.5%、2005年は5.7%、2006年は5.7%、2007年は5.6%、2008年は5.6%と、2003年のような例外はあるにしろ(この年の合格者は906名にとどまった)、少しは改善している。

ったのである<sup>14)</sup>」といえよう。

また、「司法試験の合格年齢は、300名への増員が一時的に競争緩和をもたらしていた1980年代を除いて、時が経つほど高くなっている。1990年代の画期的な定員の増大にもかかわらず、平均合格年齢はむしろ高くなっている。これは、非法学専攻者の受験が多くなり、司法試験の競争も熾烈になるに従って、受験準備期間も長くなっているためであると斟酌される。2000年代に入って、司法研修院入学者の平均年齢……は、30歳を上下しているが、2001年には29.2歳、2002年には31.2歳、2003年には30.2歳であった<sup>15)</sup>」のである。

#### 4 法律家養成制度改革の試み

韓国で、ロースクール論議が始まったのは、1995年ころからである。そのとき以降、今日に至るまで、まさに紆余曲折を経てきている。ここで、論述の便宜を考慮して、これまでの経過を年表の形式で掲げておきたい<sup>16)</sup>。

##### 金泳三政権

- 1995. 1 大統領の指示に従い汎行政府的な世界化推進委員会が構成され、その課題の一つとして、「法律サービス及び法学教育の世界化」を選定
- 1995. 4 大法院と世界化推進委員会が“法律サービス及び法学教育の世界化方案”という共同改革案を発表

##### 金大中政権

- 1998. 6 大統領諮問機構として「新しい教育共同体委員会」を設置
- 1998. 11 「新しい教育共同体委員会」の傘下に法学教育制度研究会を構成
- 1999. 5 大統領諮問機構として司法改革推進委員会を設置
- 1999. 5 法学教授たちによって構成された法学教育改革共同研究会が発足
- 1999. 9 新しい教育共同体委員会、教育改革方案の一環として「法学専門大学院」制度を大統領に建議
- 1999. 10 法学教育改革共同研究会、改革案として5～6年制の法学部案（第1案）及び法律大学院案（第2案）を用意して、司法改革推進委員会に建議
- 1999. 12 司法改革推進委員会、大統領に「韓国司法大学院」制度を建議

##### 盧武鉉政権

---

14) 김도현, 前掲書, 145頁。

15) 김도현, 前掲書, 149頁。

16) ここに掲げた年表は、蘇淳茂「韓国ロースクール導入と発展課題」『SEOUL LAW SCHOOL SYMPOSIUM 2008』（기획: 엠엔에스케이알; 주최: 日本・中央大学, 2008年）22～23頁、及び、로스쿨 진학연구회 편 『법학전문대학원설치·운영에 관한 법령해설』（도서출판대가, 2007年）11頁～12頁、20頁～21頁を参照して作成した。なお、この時期の歴代の政権は、次のとおりである（括弧内は当時の政権の呼称）。金泳三政権（文民政府）：1993年2月25日～1998年2月24日、金大中政権（国民の政府）：1998年2月25日～2003年2月24日、盧武鉉政権（参与政府）：2003年2月25日～2008年2月24日、李明博政権（実用政府）：2008年2月25日～。

- 2003. 8. 22 大統領と大法院長、司法改革の共同推進に合意
- 2004. 12. 31 大法院長の諮問機構である「司法改革委員会」、ロースクール制度の導入を建議
- 2005. 1. 18 大統領諮問機構である司法制度改革推進委員会が発足
- 2005. 5. 16 司法制度改革推進委員会、法学専門大学院（ロースクール）の導入方案及び法令案を用意
- 2005. 10. 27 法学専門大学院設置・運営に関する法律案（政府案）を国会に提出
- 2005. 11. 22 同法律案が国会教育委員会に上程され討論
- 2006. 4. 17 法案審査小委員会で同法律案の一部修正で合意して成案
- 2007. 7. 3 国会本会議で同法律案通過
- 2007. 8. 1 同法施行令、立法予告
- 2007. 9. 28 法学専門大学院設置・運営に関する法律及び施行令を確定・公布
- 2007. 10. 5 法学教育委員会を構成・運営
- 2007. 10. 30 法学専門大学院の設置認可申請の公告
- 2007. 11. ~2008. 1. 認可申請大学の審査及び予備認可
- 2008. 2. 4 予備認可大学発表
- 2008. 2. 11 法務部、弁護士試験法制定特別分科委員会を発足

#### 李明博政権

- 2008. 8. 23 法学適性試験（LEET：Legal Education Eligibility Test）実施<sup>17)</sup>
- 2008. 8. 29 法学専門大学院最終設置認可
- 2008. 10. 20 弁護士試験法案、国会に提出
- 2008. 11. ~12 入学生選抜
- 2008. 12. 5 合格者発表
- 2009. 3. 1 法学専門大学院開院、司法試験段階的縮小

このように、来年からスタートする法学専門大学院は、金泳三政権と金大中政権下での失敗の上に、盧武鉉政権の下で確定されたものであるから、まさに三度目の正直ということになる。

#### (1) 金泳三政府でのロースクール論議

当時の金泳三政府は、1995年1月21日に、大統領の諮問機構として世界化推進委員会を設置したが、その委員会は「法律サービス及び法学教育の世界化」方案としてロースクールを提案した。

---

17) 第1回の法学適性試験の受験申込者は、予想よりも少なく、1万110人であり、実際の受験者は9,693人で、総入学定員数2,000名に対する倍率は約4.8倍であった。受験者9,693人を専攻系列別に分析すれば、法学系列専攻者が3,137人（32.4%）で最も多く、続いて工学系列1,450人（15.0%）、商経系列1,377人（14.2%）、人文系列1,312人（13.5%）、社会系列1,118人（11.5%）、自然系列421人（4.3%）の順であった。性別では男性が6,160人（63.6%）、女性が3,533人（36.4%）であった。年齢別では26~28歳が2,794人（28.8%）、23~25歳が2,006人（20.7%）、29~31歳が1,930人（19.9%）の順であり、35歳以上も1,374人（14.2%）が受験した。『인터넷 법률신문』2008年10月2日。

これが、韓国におけるロースクール論議の始まりである。その背景には、ウルグアイ・ランドの妥結に伴う法律市場の開放に備え、国際競争力のある法曹を大量に養成する必要に迫られたことがある。しかし、実は、法曹養成の中心的な機関であると自負する大法院では、1993年に大法院長が交代したのを契機に、すでに自主的な司法改革を試みていたこともあって、政府主導の司法改革の動きに批判的であった。1995年3月18日に、法曹改革について世界化推進委員会と共同で取り組むことに合意したものの、法曹人養成制度の改編の具体的な内容については両者は最後まで合意に至らなかった。結局、金泳三政府のロースクール論議は、大法院を中心とした法曹の反発の前に<sup>18)</sup>、「300名水準の試験による法曹人選抜人員を、原則として1996年500名、1997年600名、1998年700名、1999年800名とし、2000年及びそれ以後には1000—2000名の範囲内で増やす」(1995年4月25日)という妥協案を出すにとどまった<sup>19)</sup>。もっとも、実際に約1000名に達したのは予定よりも1年遅い2001年であり(991名)、また、その後は現在まで毎年約1000名の水準を維持するにとどまっている。

## (2) 金大中政府でのロースクール論議

ロースクール論議が再燃したのは、次の金大中政権のときである。1998年に、教育改革のために、大統領の諮問機構として「新しい教育共同体委員会」が構成されたが、その委員会では、1998年7月24日に、熾烈な受験競争の象徴である法学部の廃止を通じて大学入試問題の解決を図るという観点から出発して、「多様な専攻の学部卒業生を対象として、大学院水準で専門法律家の養成及び深化された学問研究のための法学教育を施行」する機構である「法学大学院」の設置を核心的内容とする「学士後法学教育」の導入案を用意することで、ロースクール論議に一定の進展をもたらした<sup>20)</sup>。しかし、1999年5月7日、金大中政府のもう一つの大統領諮問機構である司法改革推進委員会は、司法研修院を「大法院が管掌する独立法人形態の『韓国司法大学院(仮称)』に改編して、実務教育と学問教育を並行させる」という案<sup>21)</sup>を提示して、ロースクール案と対立した。この案は、司法試験に合格した後に司法大学院に入学し、更に1年の職域研修を経て法曹になるというものであった。「このように一つの政府に設置された二つの委員会が互いに異なる案を提

---

18) 前司法制度改革推進委員会委員長の韓勝憲弁護士は、「裁判所をはじめとするさまざまな国家機関が司法改革の主体であり、同時に客体になっていたので、改革は難関だらけとなりました。もともと改革というのは外に対しては力を込めて唱えるのですが、その対象が自分になると、皆、文句をいい、話が変わります」(韓勝憲・大久保史郎「韓国の司法制度改革と法学専門大学院——韓勝憲 前司法制度改革推進委員会委員長に聞く」『法律時報』第80巻第4号(2008年)59頁)と述べるが、まさに至言である。

19) この提案について詳しくは、세계화추진위원회『법률서비스 및 법학교육의 세계화 주요자료집』(1995年)参照。

20) この提案について詳しくは、법학교육개혁공동연구회『법학교육과 법조양성제도의 개혁방안』(1999年)参照。

21) この提案について詳しくは、司法改革推進委員会『民主社会를 위한 司法改革——大統領諮問委員会報告書——』(2000年)を参照。

出した結果、金大中政府のロースクール論議も、結局、結実し得ないまま終わってしまった<sup>22)</sup>」のである。

金泳三政府と金大中政府のロースクール制度の導入の試みは、「すべて既成の法曹界の強力な反発に直面して水泡に帰ってしまった。反発の理由は簡単である。法学専門大学院が法曹人量産体制をもたらすという憂慮のためである。他のすべての口実は、これを前面にさらけ出さないための言い訳に過ぎなかった<sup>23)</sup>」といわれている。

### (3) 盧武鉉政府でのロースクール論議

巷間、盧武鉉政府の改革の対象は、「三星」「朝・中・東」「司法府」「ソウル大学」「江南」の5つであるといわれていた。いうまでもなく、三星とは韓国最大の三星財閥であり、「朝・中・東」とは韓国で販売部数の多い上位3紙であり、ソウル大学はもっとも有名な国立大学、江南は高級住宅地、そして司法府は、現代版「科挙」といわれる司法試験に受かった超エリートの集まる場である。

政権発足の年である2003年8月、大法官の選出を巡って大法院長の推薦した人事に反対した判事たちが辞表を提出するという騒動があり、この危機的状況から司法改革への不可逆的な流れを感じ取った大法院が自ら大統領に共同での司法改革の推進を提案し、これを受けて、2003年10月28日に大法院傘下に司法改革委員会が構成された。ここに大統領と司法府が司法改革において合意しただけでなく、翌年4月の総選挙で与党が過半数を握ることで、いわゆる三権がすべて司法改革という点で合意することになったのである。ともあれ、2004年末まで活動した司法改革委員会は、大法院長に提出した報告書<sup>24)</sup>で、法学専門大学院制度の導入を建議し、大法院長はこの建議を大統領に報告した。その結果、2005年1月に、大統領諮問機構として、司法制度改革推進委員会が構成され、法学専門大学院制度の具体化作業に着手することになった。同委員会は、2005年5月16日に、「法学専門大学院設置・運営に関する法律案」を議決し、この法律案が政府の法律案として10月27日に国会に上程された。法律案は、国会教育委員会の法案審査小委員会で数次にわたって議論され、2006年4月17日には法案審査小委員会において与野党の間で修正が合意されたのち、逐条審査を終えて成案になった。

ところが、教師、学父母などの学校構成員が推薦する理事を4分の1以上選任すべきことを規定した2005年の私立学校法改正は私学財団の自律性を害するとして、その再改正を要求していた野党のハンナラ党は、この私立学校法改正案と法学専門大学院法案とを連結する戦略に出て、合意された法律案の議決を拒否したのである。そのため、法律案は教育委員会法案審査小委員会に係留されたまま、何らの審議もなく、その年を越した。この間に、野党のハンナラ党からは事実上、現行の制度を維持することになる対案が、また、大韓弁護士協会の一部からは「学部強化論」

22) 김창록 「한국과 일본에서의 ‘로스쿨’ 논의」 『釜山大学校法学研究』第48卷第1号(2007年)58頁。

23) 김도현, 前掲書, 243頁。

24) この報告書は、司法改革委員会『사법개혁을 위한 건의문』([http://www.scourt.go.kr/information/jud\\_rfrm\\_comm/mtng\\_status/index.html](http://www.scourt.go.kr/information/jud_rfrm_comm/mtng_status/index.html)) 参照。



が主張されるなど、「法曹人量産体制への憂慮」からの反動もあり、もはや法律案の通過はありえないかと思われた。しかし、第268回臨時国会の最終日である2007年7月3日午後11時53分ころ、2006年4月17日の合意内容を反映した修正案が国会議長によって職権で本会議に上程され、2分30秒後に、まさに電撃的に可決されたのである<sup>25)</sup>。

## 5 「法学専門大学院設置・運営に関する法律」の概要<sup>26)</sup>

### (1) 認可主義

法学専門大学院の設立については、あらかじめ定められた法学教育に関する一定の人的・物的施設を備えれば、その設立を認めるという、いわゆる「準則主義」ではなく、一定の設置基準を備えた大学に対して、教育科学技術部長官が、法学教育委員会の審議を経て決定するという、いわゆる「認可主義」を採用した（5条）。

### (2) 入学定員

総入学定員は、教育科学技術部長官が国民に対する法律サービスの円滑な提供及び法曹人の需給状況など諸般の事情を考慮して、法務部長官・法院行政処長と協議して決定するが、あらかじめ国会の所管常任委員会に報告しなければならない。また、大韓弁護士協会長と社団法人韓国法学教授会会長は、教育科学技術部長官に意見を提出することができる（7条1項、2項<sup>27)</sup>）。協議の結果、総入学定員は2000名とされた。

個別の法学専門大学院の入学定員は、教員・施設及び財政をはじめとする教育環境と、総入学定員などを総合的に考慮して、教育科学技術部長官が大統領令に定める範囲内で決定する（同条3項）。これを受けた施行令では、入学定員の上限を150名と規定した（施行令6条）。

### (3) 学士学位課程（法学部）廃止

法学専門大学院を設置する大学は、法学に関する学士課程を置くことはできない（8条1項）。逆に言えば、法学専門大学院を設置しない大学の法学部はそのまま存置されることになる。

---

25) 召喚号、前傾論文、58頁～59頁、参照。国会の教育委員会法案審査小委員会でのみ行われた実質的な審議に費やした時間は4時間45分に過ぎず、臨時国会の最終日に教育委員会と法制司法委員会を飛ばして議長職権で本会議に上程し、わずか2分30秒で通過した（同、82頁）。なお、1年以上の間国会で保留された「その責任は、いうまでもなく、一部の法律家出身の国会議員、とくに野党国会議員たちにある」（召込烈、前掲書、248頁）と指摘されている。

26) 法案の段階のものについては、石本伸晃「韓国ロースクール法案の概要と新しい法曹養成制度の特徴」『法曹養成対策室報』第1号（2006年）59頁以下がある。

27) 当初の法案の段階では、大韓弁護士協会長と法学教授会会長も総定員の協議の対象となっていたが、4月17日の修正合意で、この両者は協議の対象から排除されて、ただ意見を述べることにとどめられた。

#### (4) 法学教育委員会

法学専門大学院の設置認可、廃止・変更認可、個別入学定員、設置認可の細部基準、その他法曹人の養成及び法学教育に関して教育科学技術部長官が付議する事項を審議するために、教育科学技術部長官の所属下に法学教育委員会が置かれる(10条)。法学教育委員会は、教育科学技術部長官が委嘱する13人の委員で構成されるが、その委員の内訳は、法学教授または副教授4人、法院行政処長の推薦する10年以上の経歴を有する判事1人、法務部長官の推薦する10年以上の経歴を有する検事1人、大韓弁護士協会長の推薦する10年以上の経歴を有する弁護士1人、教育行政に従事する10年以上の経歴を有する公務員1人、学識と徳望のある者(ただし法学の専任講師以上の者及び弁護士資格を持つ者を除く)4人であり、委員長は委員の中から教育科学技術部長官が任命する(11条)<sup>28)</sup>。

#### (5) 設置基準

a) 教員 教員対学生数の割合は、1:15以下の範囲内で、大統領令が定める割合とする(16条1項)とされ、これを受けた施行令では、教員対学生数を1:12と定めている(施行令9条1項)。専任教員は最低20人以上でなければならず(16条3項)、必要教員の5分の1以上は国内外の弁護士資格を有して5年以上の実務経歴を有する実務経歴教員でなければならない(同条4項)。

b) 物的基準 大統領令に定める施設を備えなければならず(17条1項)、また、奨学金制度など学生に対する経済的支援方案を用意しなければならない(同条2項)。施行令によれば、施設とは、講義室、教員研究室、法学専門図書館、模擬法廷、セミナー室、行政室、情報通信施設をいう(施行令10条)。

#### (6) 学制

法学専門大学院は、3年制の専門修士学位課程であるが、学則の定めるところにより博士学位課程を置くこともできる(18条1項、2項)。修士学位及び博士学位は専門学位とするが、学則の定めるところにより博士学位については学術学位を授与することもできる(施行令11条)。

入学者の選抜においては、学士学位課程の成績(学部成績)、適正試験の結果、及び外国語能力を入学選考の資料として活用しなければならないこと、その他に社会活動及び奉仕活動についての経歴なども活用できること、そして、法学に関する知識を評価するための試験は実施してはならないことが定められている(23条)。

履修必要単位は大統領令で定めるとされ(19条)、これを受けた施行令によれば、その単位は90単位と定められた<sup>29)</sup>。

---

28) 当初の法案の段階では、弁護士2人、学識と徳望のある者3人となっていたものを、それぞれ1人と4人に変更した。

29) なお、法律では法学部卒業生に対しては、大統領令の定める範囲内において学則で定める単位数を認定できると定め(19条3項)、これを受けた施行令ではその単位数を15単位としている。

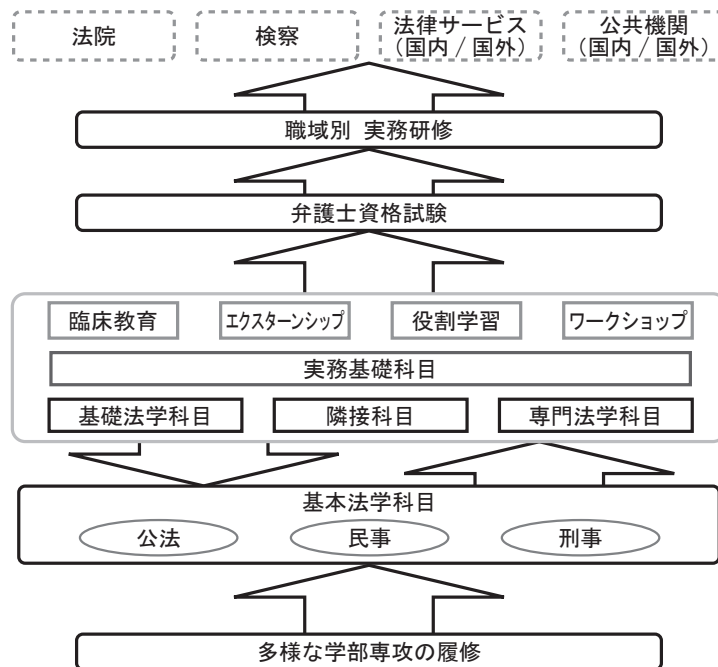
ところで、教育科学技術部の前身である当時の教育人的資源部が2007年7月30日に発表した「法学専門大学院教育課程及び教授法開発研究結果」によれば、教育課程構成モデルとしては、修了必要単位96単位、履修可能単位108単位としている。また、同「研究結果」の教育課程上の標準科目は、基本法学科目と基礎法学科目、隣接科目、専門法学科目、実務基礎法学科目に分れている。基本法学科目は憲法および行政法に関する公法系科目、民法・商法・民事訴訟法に関する民事系科目、刑法および刑事訴訟法に関する刑事系科目で構成される。基礎法学科目は、法哲学・法史学・法社会学・比較法学・外国法に関連した科目であり、隣接科目は、経済学・人類学・政治学・行政学・心理学・統計学・経営学など法と関連した多様な学問領域で構成される。専門法学科目は、専門的知識と応用能力を培う科目であり、企業法務や国際的法律関係などで実際に必要とされる法律に関する多様な分野の科目の中で基本法学科目に含まれない科目である。

実務基礎科目は、基本法学科目で習得した法原則と理論が実務においてどのように運用されるかを体得させる科目であり、法律家倫理・法情報調査・法文書作成・模擬裁判・実習課程などで構成される。

卒業論文は既存の修士学位の論文形式ではなく、各科目から関心のある主題を選んで書くレポート形式である。

もっとも、この「研究結果」は法律専門家として最小限備えなければならない素養と知識体系のために必要な教育課程および教授法についての一般的な枠組みを提示したものであって、具体的な教育課程と教授法はそれぞれの法学専門大学院に任されている。

基本的な教育課程は、次のように図示されている。



法学専門大学院教育課程の流れ

## (7) 学生構成

法律には、法学専門大学院は多様な知識と経験を持ったものを入学させるように努めなければならない（26条1項）と定められるとともに、具体的な義務事項として、入学者のうち、法学以外の分野で学士学位を取得した者と、法学専門大学院が設置された大学以外の大学の学士学位を取得した者が、それぞれ3分の1以上でなければならないこと（同条2項、3項）<sup>30)</sup>が明記され、学生の多様性を制度的に確保しようとしている。

## (8) 事後評価

法学専門大学院制度の定着と発展のために、客観的で公正な事後評価制度の実施を規定している。すなわち、大韓弁護士協会の傘下に、法学専門大学院評価委員会を設置して、法学専門大学院の教育・組織・運営及び施設などに対する評価を行わせているが（27条、28条）、その時期は、最初の開院後4年になる年に、その後は5年ごとに評価委員会の評価を受けなければならない（施行令18条1項）。評価結果は、当該大学に通知するとともに、教育科学技術部長官に提出し、公表されなければならない（35条）。

評価委員会は、大韓弁護士協会長が委嘱する11人の委員で構成されるが、その委員の内訳は、教育科学技術部長官の推薦する法学教授または副教授4人、法院行政処長の推薦する10年以上の経歴を有する判事1人、法務部長官の推薦する10年以上の経歴を有する検事1人、10年以上の経歴を有する弁護士1人、教育行政に従事する10年以上の経歴を有する公務員1人、学識と徳望のある者（ただし、法学の専任講師以上の者及び弁護士資格を持つ者を除く）3人であり、委員長は委員の中から大韓弁護士協会長が任命する（29条）<sup>31)</sup>。

# 6 法学専門大学院開院直前の現況

## (1) 設置認可をめぐる混乱

2009年にスタートする法学専門大学院の設置認可及び定員をめぐるのは、相当な混乱があった。設置を申請した大学は、法学部を有する97大学のうちの41大学に上ったが、結局、設置認可を得たのは、25大学（国立9校840人、公立1校50人、私立15校1110人）である。

法学専門大学院の定員総数は2000人とされ、1校あたりの定員も、最大で150人に制限された（最小40名）。とくに、首都への極端な集中を是正するために、設置認可大学の選定に際しては地域間均衡をも考慮して、全国を高等法院管轄区域に従って5圏域に分け、ソウル圏域と地方4大圏域の入学定員の比率を52%対48%（±5%の調整値。結局、最終的には57%（1140人）対43%（860人）となった）に定めた。

---

30) 当初の法案の段階では、これらは努力義務とされ、裁量事項として規定されていたが、4月17日の修正合意で、義務事項として規定された。

31) 当初の法案の段階では、弁護士は2人となっていたが、4月17日の修正合意で、弁護士を1人に減らすとともに、教育行政に従事する公務員1人を追加した。

このように制限された形での認可主義を採ったために、認可を巡ってはさまざまな困難と混乱があった。予備認可大学の発表は、当初の予定を数度延期して、2008年1月31日に暫定的な発表を行った後に、2月4日に正式な発表を行うという手際の悪さを露呈したし、暫定発表後には、地域均衡の視点から煽りをくったソウルの大学を中心に抗議が行われるとともに<sup>32)</sup>、地方にあっては盧武鉉大統領の出身地である慶尚南道だけ1校もなかったことを青瓦台（大統領府）が問題視するなど混乱が続き、ついには、当時の金信一副首相兼教育人的資源相が正式発表当日に辞意を表明し、任期終了まで20日しかない盧武鉉大統領が翌日の5日にこの辞表を受理するという異常な事態になった。当然、認可を得ることのできなかった大学は、認可処分の取消しを巡って、抗議集会を開く一方、不服申立て、行政訴訟、憲法訴願などを次々と提起した<sup>33)</sup>。

また、制限された認可主義の採用は、金額にも反映され、認可を求めた各大学が熾烈な競争を繰り広げたために、認可大学は法学専門大学院設置のために平均116億ウォンという莫大な投資を迫られたし、授業料も当初の計画を上回ってさらに高額なものとなり、半期の授業料（入学金は別）は最も高額な成均館大学で1000万ウォン、最も安い忠南大学で431万5000ウォンとなったのである<sup>34)</sup>。

---

32) 2月15日には、法学教育委員会が圏域別大学の定員決定原則と順位を公開したが、これによれば、ソウルに位置する東国大学は、全国順位19位、ソウル圏域でも14位であるが、地域均衡の視点によって認可からもれている。逆に、ソウル圏域の中でもさらに地域均衡という観点から、亞洲大学はソウル圏域では13位であったが、12位の建国大学よりも10人多い50人の配分を受けたし、ソウル圏域15位の仁荷大学と19位の江原大学はそれぞれ50人と40人の定員が配分された。

33) 金昌祿教授によれば、「2007年7月17日現在、9校の予備認可脱落大学などが提起した訴訟は、全部で57件（憲法訴願8件、行政審判4件、行政訴訟42件）である。これらの訴訟は、総入学定員は違憲であるとか、地域間均衡が充分考慮されなかったという理由で、証拠保全、予備認可処分の効力停止、予備認可拒否処分の取消ないし予備認可処分の取消などを求め提起されたもので、57件のうち主に証拠保全や効力停止を求めた25件はすでに却下または棄却され、残り32件が現在進行中である」（金昌祿「韓国におけるロースクール制度の導入」『法社会学』第69号（2008年）174頁）とされる。これらの争訟のその後の主な動向としては、まず、不服申立てについては、予備認可を受けた大学の教授が法学教育委員会の委員に任命されていたために審議が偏向的であり、かつ、審査基準として当初はなかった最近5年間の司法試験平均合格者数と法学部卒業生に対する合格者数が後に追加されたのは恣意的であったとの理由で提起していた行政審判（行政不服申立て）において国務総理行政審判委員会が棄却の裁決をした（2008年7月29日など）、同様の理由で教育科学技術部長官のした設置認可拒否処分及び設置認可処分の取消しを求めた訴えについては、ソウル行政法院の段階では違法ではないとして棄却されたが（2008年10月22日など）、控訴審のソウル高等法院では、処分は違法ではあるが、すでに法学専門大学院がスタートしているので、公益を考慮して訴えを棄却するとの、事情判決が下されている（2009年4月30日など）。また、2009年2月26日には、法学専門大学院の総入学定員を制限する関連法条項が、国民の職業選択の自由を制限するとともに、大学の自立性の本質を侵害するとして憲法裁判所に訴えていた憲法訴願に対して、憲法裁判所は、「認可主義及び総入学定員を定めている本件法律条項は、国家人力の効率的配分という目的達成に適切な手段であり、現在設置認可を受けられなかった大学の場合も、設置の機会、または法学教育を持続し得る機会を永久に剥奪されるものではないし、「関連条項によって各大学及び国民が被る不利益がこれを通じて達成しようとする公益に比べて決して大きいということはないから、大学の自立性と国民の職業選択の自由を侵害しない」として、全員一致で合憲決定を下している。

34) 『인터넷 법률신문』2008年10月8日の記事によれば、最も多い金額を投資した大学は549億ウォンを超えた

## (2) 入学定員と弁護士試験

全体の入学定員を2000名に限った点については、韓国の研究者からは、そもそも、「法学専門大学院設立の準則主義と弁護士資格試験を結合した形態が法学専門大学院の本来の理念に符合するものである。定員の事前規制は公務員ではない自由業としての弁護士養成という法学専門大学院の役割に照らしてみると容認することのできない制度である<sup>35)</sup>」との批判の声が聞こえる。確かに、ロースクール制度の重要な特性は、国家主導ではなく、多様性を基盤に競争の原理を導入して民間のシステムによって質・量ともに優れた法曹を養成することであることは言うまでもない。

しかし、その一方で、日本の法科大学院関係者からは、肯定的に評価する声大きい。例えば、前の中央大学法科大学院長であった大村雅彦教授は、「特に注目されることとして、法学専門大学院の定員総数が2000人に絞られ、他方で司法試験が弁護士になるための資格試験に純化され、合格者を固く制限するファクターがないとすると、両者のアンバランスによる好ましからざる問題は回避されるであろう。弁護士資格試験の平均合格率が目標どおり8割～9割になるとすれば、学生は受験勉強のプレッシャーを感じることはないし、教員も合格率をあげるための配慮などは不要であるから、法学専門大学院における教育課程は、学生の将来の専門形成のための勉強や、国際的素養を高めるための勉強を含めて、のびのびと本来の制度趣旨に忠実に実施することができるであろう。これは大きな長所である。日本では最大の問題点といわれる点が、韓国では解決されたことになる<sup>36)</sup>」と述べるのである。

法務部は現行の司法試験法に代わる弁護士試験法の政府案を5月20日に国会に提出した<sup>37)</sup>。試験は、選択型(記述型を含む)及び論述型筆記試験と、別途の法曹試験で実施する。試験科目は、公法(憲法・行政法)、民事法(民法・商法・民事訴訟法)、刑事法(刑法・刑事訴訟法)とし、論述型はこれらの科目に加えて、専門法律分野科目の中から選択した1科目で行う。日本と異なる点は、別途、「法曹倫理」試験が行なわれることであるが、この試験は、在学中に受験することも可能であり、また、可否の判定だけを行い、一度合格すれば受験可能期間である5年間は免除

---

中央大学で、最小の大学は17億1100万ウォンの済州大学ということである。もっとも、逆に教育環境は大きく改善され、専任教員1人あたりの学生数は、建国大学の1.29をはじめ、多くの大学が2を下回っている(<http://lawtimes.co.kr/LawNews/News/NewsContents.aspx?kind=&serial=42865>)。また、同新聞の同年7月10日の記事によれば、延世大学は入学金292万5000ウォン、登録金(年間授業料)1184万ウォン、合計2047万5000ウォンで、初年度の必要額としては最も高額になる。ソウル圏域の大学の平均登録金は1608万ウォン、地方の平均登録金は1184万ウォン、私立大学平均が1733万ウォンで、国立大学平均が996万ウォンである(<http://www.lawtimes.co.kr/LawNews/News/NewsContents.aspx?kind=&serial=41070>)。なお、最近の円高ウォン安を反映して最近のレートは1ウォン≒0.07円であるが、経済的格差なども加味した筆者の「体感レート」では、1ウォン≒0.1円ぐらいと思われる。

35) 김도현, 前掲書, 246頁。

36) 大村雅彦「学生の選抜方法と公正性の確保－ロースクールの理念と課題－」『SEOUL LAW SCHOOL SYMPOSIUM 2008』(기획: 엠엔에스케이알; 주최: 日本・中央大学, 2008年) 61頁。

37) 『인터넷 법률신문』2008年5月26日(<http://www.lawtimes.co.kr/LawNews/News/NewsContents.aspx?kind=&serial=40012>)。なお、弁護士法案の内容については、金昌祿、前掲論文、175～176頁を参照。

され、総点数には参入されない。受験回数は、卒業後5年間で3回に制限されている。現行の司法試験は2017年<sup>38)</sup>まで維持するが、その後には、いわゆる日本のような予備試験の制度は設けない。試験問題の出題と採点基準、合格者決定、試験の実施方法などについては、法務部に設置される弁護士試験管理委員会が決定する。

この法案に対しては、大学側（法学専門大学院協議会）から批判が出されている。具体的には、合格率の下限を最小80%と明記すること、受験期間の制限はしても回数制限は廃止すること、選択型（択一式）試験を廃止すること、法学専門大学院の卒業成績の優秀な上位30%には論述式試験を免除することなどである<sup>39)</sup>。

### (3) 職域別研修

法学専門大学院制度の施行後は、法曹三者をそれぞれの職域別に研修する制度の導入が検討されている。

法務部は、2008年5月1日に、弁護士実務研修制度の必要性の有無と方法について検討する委員会として「ロースクール支援及び新法曹人養成委員会」を設置して、検討を開始した。

大韓弁護士協会は、2008年6月10日に、弁護士試験合格後2年間、弁護士協会が指定するローファーム、大企業法務チームおよび大韓法律救助公団などの公共機関などでの実務修習を経た後に弁護士登録を可能にする、いわゆる「2年間実務修習方案」を提案したが、これに対しては、市民団体と学界から弁護士市場に対する過剰な進入障壁を作るものであるとの、強い批判が出された。報道によると、現時点では、弁護士試験に合格した者には弁護士登録を許すものの、一定期間は単独開業や単独受任を制限する方案が委員会の有力な意見であると伝えられている<sup>40)</sup>。

判事については、弁護士試験に合格した者に対して、①直ちに判事に任用する方案、②経歴5年以上の弁護士の中から判事を選抜する方案、③二つの方案を並行する方案、のいずれを採用するか、また、弁護士試験とは別途に判事任用試験を導入するかについて、大法院が検討していると報じられている<sup>41)</sup>。

検事の任用については、「弁護士試験に合格した者を対象に別途の採用手続を経なければならないことだけは明らかである<sup>42)</sup>」が、いまだ具体的なものは出されていない。

総じていえば、法学専門大学院の導入は、いわゆる法曹一元化の理念に基づいた任用方式への

---

38) 政府の提案理由によれば、法学専門大学院が導入される直前（2007年）に法学部に入学した受験生が司法試験の平均合格年齢（28歳）に達するときまで司法試験を維持することで受験生の信頼を保障するためとしている。なお、2017年には2016年の第1次試験を合格した者を対象に、第2次、第3次試験だけを実施する。

39) 詳しくは、法学専門大学院協会「변호사시험법안의 문제점과 대안」<http://info.leet.or.kr/>を参照。

40) 『인터넷 법률신문』2008年9月24日の記事による（<http://www.lawtimes.co.kr/LawNews/News/NewsContents.aspx?kind=&serial=42440>）。

41) 장진수『(How to) 로스쿨 입학을 위한 특별한 가이드북』(박문각, 2008年) 33頁。ただ、司法改革推進委員会は、すべての判事は任命される前に5年以上の弁護士、検事その他の領域で、法律事務に従事した経験を有する者が望ましいとの建議案を大法院に提出している。

42) 장진수, 前掲書, 33頁。

歩みを加速するものと思われる。

## 7 今後の課題

法学専門大学院の設置が認められなかったある大学の教授は、「ロースクールの導入と法学教授の悲哀<sup>43)</sup>」と題した一文で、「ロースクール導入の名分が法曹人の養成、すなわち法学教育の根本的改善であるなら、その一線に立っている法学教授たちが主導的な役割をしなければならないのに、法学教授は徹底的に客体に転落した」と述べ、法学専門大学院の導入を契機に、法学教授の多くが生きていく術を求めて大学の間を大移動する一方、さほど学問的経歴のない実務家が大量に大学に高額で招聘され、法学界の生態系に混乱をもたらしているだけでなく、理論科目を突然担当することになる実務家にとっても、その講義を聴かなければならない学生にとっても、不幸なことであるとして、「これはあたかも大学教授に明日すぐ法服を着せて法廷に立たせば、とんでもない裁判によって訴訟当事者たちが最も大きな被害を受けるのと同じことである」として、「法学とは、関連実務を少し扱えば、明日にでも教壇に立って学生たちを教えるのに大きな不便はない、別に理論というべきほどのものもない、法条文を解説して、関連動向を少し紹介すればよいだけの若干の技術学程度であるのだろうか。ロースクール導入過程での法学教授としての感想を一言で表現すれば、『学問の実務への屈服』ということができる。法学の学問としての歴史性と普遍性を信じながら、実務との関連性を越えてより本質的な思考の啓発と、より明澄な論理の展開と、より良い表現の可能性を追いかけて奮闘してきた学問的自負心はよって立つところがない。……法学教授の進路を選んだことをとても後悔させ、また、恥ずかしくさせる季節を過ごしている」と嘆いている。

韓国の場合、日本と異なり、教授職と法曹職を兼任できない。したがって、ひとたびロースクールの教授となった以上は、実務家教員と研究者教員との区別がなくなるために、このような問題はより切実であろう。また、予想よりも少ない入学定員のために、経営難から法哲学などの伝統的な科目の開設は困難であるとの指摘もある。さらに、法学部を残す大学も、法学部を「ロースクール入学準備課程」や「公務員受験準備課程」に改編する動きが著しく、これを後押しするかのようになり、昨年10月に教育部が「法学部をロースクール準備学科として運営したり、司法書士（法務士）などの準法曹や公務員を養成する学科に特性化するように支援する」と明言したことが報道されている<sup>44)</sup>。

もちろん、法学専門大学院の設置が認められた大学の教授も少なからず、同じような危惧を抱いている。例えば、延世大学の朴相基教授は、「ロースクールの未来“心配である”」<sup>45)</sup>というエッセ

43) 김동훈「로스쿨 도입과 법학교수의 비애」『인터넷 법률신문』2008年9月4日 (<http://www.lawtimes.co.kr/LawEdit/Edit/EditContents.aspx?kind=ba04&serial=42217>)。

44) 「로스쿨 도입이후, 순수 이론교육보다 법률실무가 양성에 치중」『인터넷 법률신문』2008年4月29日 (<http://www.lawtimes.co.kr/LawNews/News/NewsContents.aspx?kind=&serial=39204>)。

45) 박상기「로스쿨의 미래 '걱정된다」『시사 에세이』52호(2008년09월05일) (<http://www.sisain.co.kr/news/>)



セイで、総入学定員が2000人に制限されたために生じた、さまざまな現象、すなわち、過度に高い設置認可基準、高額の授業料、相変わらず容易ではないと予想される弁護士試験、決して多いとは言えない法曹数の増員（法律サービス・接近の改善の不徹底）などのほかに、「法学者養成問題も今後解決しなければならない課題である。学部を卒業して、再び3年間ロースクールに通った後に、さらに博士課程に入ってくることを期待するのは難しいであろう。もちろん、法学者に、もはや博士学位が必要ないというならばともかく、成文法に基づいた大陸法体系を有するわが国の場合に、理論研究の経験なしに実務経験だけで学生を教育するには限界がある。これは、これからのロースクールにおける学生教育の質の問題とも連結する」と述べている。

実は、この点こそが、ここ日本においても、急激にその深刻性を増している問題である。その根本的原因は、法学専門大学院制度導入の本来の趣旨が矮小化され、「『ロースクール＝実務家教員の確保及び実務教育の補強』という主張を圧倒するだけの積極的な教育内容と方法の提示がなされ得ないでいる<sup>46)</sup>」からであろう。

ところで、最近、ソウル大学に法学専門大学院の卒業生を対象に博士学位論文を書く資格を与える「ロースクール博士課程」を設立するという報道があった<sup>47)</sup>。それによれば、JD（法務博士、Juris Doctor）過程である法学専門大学院を修了した者が、1年間授業を聞いた後、働きながら2～3年以内に論文を作成して通過すれば博士学位を与えるSJD（Doctor of Juridical Science）課程の導入を検討しているとのことである。いうまでもなく、これは法学教育の学問的性格を強めるためのものである。もっとも、このような動きに対しては、博士課程への進学を望む全国の法学専門大学院の卒業生の更なる学業需要を先行的に獲得しようとするものであるとか、学業期間を1年に短縮することは、結局、研究型の博士ではなく、実務型の博士を量産することになるおそれがあり、また、3年以上大学で学ばなければならない既存の法学博士との公平性が問題になるとの指摘もある。果たして、韓国の法学教育と法学研究を担うべき研究者・教員養成は、どのようになるのであろうか<sup>48)</sup>。

---

articleView.html?idxn=2858)。

46) 김창욱, 前掲論文, 75頁。

47) 『인 터 넷 법 률 신 문』2008年11月26日 (<http://www.lawtimes.co.kr/LawNews/News/NewsContents.aspx?kind=&serial=43910>) 及び、「매 일 경 제 뉴 스 센 터」2008年11月23日 (<http://news.mk.co.kr/newsRead.php?sc=30000001&cm=%ED%97%A4%EB%93%9C%EB%9D%BC%EC%9D%B8&year=2008&no=713189&selFlag=&relatedcode=&wonNo=&sID=300>) を参照。

48) もっとも、韓国の研究者の相当数が海外の大学で博士号を取得した者であることを考慮すれば、法学専門大学院を修了した後に海外の大学院で研究を積むことも有力な選択肢として考えられるのであるが、これまで多くの法学研究者を輩出してきた大学の多くが法学部を廃止したことなどをも併せ考えると、韓国法学の学問的水準を維持・向上させることへの不安は依然としてぬぐいきれない。なお、韓国法学専門大学院の課題として、鄭燦亨教授は、①法曹人の適性と能力を備えた学生の選抜方法、②短期間のうちに法曹人に必要な理論及び実務教育を習得させることの困難(特に、法学未修者に対する問題)、③少ない定員による学校の財政的圧迫及び多くの選択科目の無用化のおそれ、④特性化に適合する学生選抜の自律権の付与、を挙げている。鄭燦亨「韓国専門大学院の特性化プログラム——高麗大学校専門大学院を中心に——」『シンポジウム・アジアにおける新たなロースクールの将来——グローバル化した法曹養成——』(2008年11月29日に中央大学

## 8 むすびにかえて

日本と韓国は、これまでの法曹養成制度が多くの問題点を抱えていたこと、また、国際化（それは相当程度に「アメリカ化」であるが）の必要性という共通の認識に立ち、アメリカ型のロースクールを導入した。しかし、そこには、日韓両国の相違点もある。

第一に、ロースクールの導入を主導した主体の違いである。とくに日本の場合、早くから日弁連がロースクールの導入に賛意を表明したのに対して、大韓弁協はロースクール導入に激しく反対した。「全体的にみると、日本の法科大学院が経済界と政界と弁護士団体の支持ないしは支援のなかで出帆したのに対して、韓国の法学専門大学院は、そのようなことはなく、むしろそれらの主体の無関心と敵対視のなかで出帆するようになったという差異が目立つ<sup>49)</sup>」との指摘も、両国を対比してみると、あながち誇張ともいえない。

第二に、ロースクール制度の内容においてである<sup>50)</sup>。標語的に言うならば、現状との妥協を試みながら「改善」した日本型と、現状との決別を図ろうと「改革」を試みた韓国型とすることができる。具体的には、日本においては、法学部の存続、定員制選抜試験制度の維持、予備試験制度の導入<sup>51)</sup>、司法修習制度の存続など、現状の変革の衝撃を吸収する制度が用意されたのに対して、韓国では、これらはすべて廃止された。「日本の法科大学院制度の導入が、法曹と大学の間の、法曹三者の間の、メジャー大学とマイナー大学の間の、メジャー大学同士の間の、学問分野の間の、そして、それらすべてと市民社会の間の実に多様な利害関係の中からなし遂げられたものであったという点を考慮するとき、これらの制度が新たなシステムの中に存続・受容されたことは、当面は明確に整理することのできない『新旧』の利害の衝突を制度の曖昧性の中で胡麻化した妥協の結果であると理解することができる<sup>52)</sup>」との指摘は、まさに正鵠を射たものである。このような妥協の結果は、法科大学院の乱立を招き、20%～30%という低い合格率をもたらし、結果的には

---

法科大学院主催で開催されたシンポジウム資料集）6頁。

49) 召昌号、前掲論文、84頁。

50) 崔光潯教授は、ロースクールの教育目標と関連して、ロースクール・モデルを次のように分類している。すなわち、モデル1は、コア法律家職業（判事、検事、弁護士）だけを養成する特別教育機関としてのロースクールであり、これには、ふたつのタイプがある。一つは、タイプA：排他的法律家養成機関。ロースクールの卒業生のみが弁護士試験を受験できるようにして例外を認めないもの（韓国の制度）。他の一つはタイプB：排他性のない法律家養成機関。ロースクールの卒業生だけでなく大学教育を履修していない者も弁護士試験を受験できる機会が開かれているもの（日本の制度）。これに対してモデル2は、判事、検事、訴訟代理人のコア法律家職業以外にも、社会が必要とする法律専門家を養成する教育機関（米国の制度）である。日韓のロースクールの制度が将来どこに向かって進むべきかの論議はひとまず置くとき、この分類は有益である。崔光潯「グローバル法学教育の見通しとハードル」『シンポジウム・アジアにおける新たなロースクールの将来——グローバル化した法曹養成——』（2008年11月29日に中央大学法科大学院主催で開催されたシンポジウム資料集）256頁。

51) もちろん、韓国においても、弁護士になろうとする国民の職業選択の自由や判事・検事になろうとする国民の公務担任権を保障するために予備試験制度を導入すべきだとの主張もある。

52) 召昌号、前掲論文、76頁。

法科大学院本来の法学教育は歪められつつある。また、法科大学院と法学部の併存によって、法学担当の教員に過重負担を強いるとともに、法学部教育との差別化を求めて、法科大学院教育が、過度に実務教育に傾斜する原因にもなっているとの声も聞かれる。

韓国の法学専門大学院は、既に述べたように、日本のこのような妥協をすべて排して、まさに「改革」をなし遂げたと評することができる。もっとも、韓国の法学専門大学院も大きな問題を抱えている。たとえば、金昌禄教授は、「アメリカはもちろん、日本にもない反改革的要素を持っている……。大韓弁協を国家から人的・物的支援を受ける唯一の評価機構と『法定』していること(……)も問題であるが、何よりも問題になるのは、法曹との協議を通じて法学専門大学院の総入学定員を定めていること<sup>53)</sup>」であるとして、このような『「数字の束縛」から抜け出すことができなければ、少数の特権的『ロースクール』が司法研修院に代わり、また、法学専門大学院の入学試験が司法試験に代わってしまう危険性が大きいであろう<sup>54)</sup>』と、指摘している<sup>55)</sup>。

確かに、「法学専門大学院制度の導入は、歴史的な事件である。法学部－予備校－司法試験－司法研修院という既存の法曹人養成システムを画期的に転換して、法学専門大学院－弁護士資格試験に代替することができるようになった。成功的に施行・定着さえすれば、既存法曹界の凝り固まった旧態の文化構造が急激に瓦解され、職業倫理と専門知識をすべて兼備した新しい法曹文化が誕生するであろう<sup>56)</sup>』との大いなる期待から出帆した日韓両国であるが、いまのところ、ともに「数字の束縛」から逃れられないまま呻吟している状態である。しかし、不幸中の幸いともいえるべきか、この「数字の束縛」は、日本においては司法試験の合格者数のところを締め付けているのに対して、韓国では法学専門大学院への入学者数のところを締め付けているために、両国ともに、「数字の束縛」から解放されたロースクールをどのようにして構築すべきかを模索する際の、換言すれば、どこを締め付けるのがより副作用の少ない治療法であるかを知る際の、最適な参考資料を手にすることになったことだけは確かであろう。

---

53) 김창록, 前掲論文, 78頁。

54) 김창록, 前掲論文, 79頁。金昌禄教授は、他の論文で『法学教育は旧態依然であり、学生たちは3年間高い登録金だけ負担し、弁護士試験は合格しにくく、弁護士修習まで済まなければ弁護士登録もできなく、その結果志願者が減り、法学専門大学院は減びる』という最悪のシナリオが、韓国版ロースクールの上に陰鬱な影を落としている(金昌禄, 前掲論文, 178頁)という表現もしている。

55) 韓国のロースクールの将来に大きな影響を与える最初の法学専門大学院の入学試験の合格者が、2008年12月5日に各大学のホームページで発表された。法学専門大学院協議会の報道資料によれば、現在までに資料が提出された24大学(高麗大学は未提出)の合格者のうち、法学士の比率は平均33%(最小16%、最大51.7%)、非法学士は平均67%、自大学出身比率は平均17.9%(最小0%、最大66.7%)、他大学出身比率は平均82.1%、年齢では26歳～28歳が33.1%で最も多く、23歳～31歳で79.1%を占めている(<http://info.leet.or.kr/>)。この数字を見る限りは、多様な背景を持った法曹人の養成という観点からはそれなりに評価すべき数字であるが、実は、地方の主要大学の法学専門大学院の合格者の半分以上が首都圏の大学出身、それもいわゆる有名大学の出身者であったことから、地域の均衡発展を期すための地域配分政策は有名無実のものになったとの指摘もなされている(『인턴넷 법률신문』2008年12月8日 <http://www.lawtimes.co.kr/LawNews/News/NewsContents.aspx?kind=&serial=44129>)。もっとも、前期と後期の両方の試験に合格した者などにもいるために、最終的な合格者の比率については若干の変動があるものと思われる。

56) 김도현, 前掲書, 243～244頁。